



労働法制に関する基礎知識を学生に習得させましょう

就職指導担当の皆様へ

労働法制周知のためのセミナーや講義に神奈川労働局から講師を派遣します

<知識不足はトラブルの原因>

労働法制に関する知識不足が就職後のトラブルや早期離職につながります。
このため、神奈川労働局では、セミナー、講義、説明会等に講師を派遣する取組みを開始いたしました。

<こんな時に>

働き始める前、働いている時、退職時などに承知しておいていただきたい事項はたくさんあります。若者が安心して働き続けることが出来るようになるためには、労働法制に関する基礎知識が必要です。説明内容や説明時間等については、ご要望を踏まえて柔軟に対応させていただきます。

<例えば>

労働者を雇い入れる際には、賃金、労働時間等の労働条件を明示することが法律で義務付けられています。また、事業者が「一定期間内に退職した場合には賃金を支払わない」などと決めていたとしても、こうした労働契約は当然無効になるなど労働契約に関しては様々な規制があります。

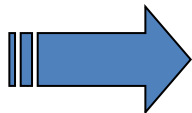
<どこに相談すれば良いのか>

パワハラや過重労働等で悩んでいても、相談先が分からないと適切な対応が困難となることから、各種相談窓口などの情報もお伝えいたします。

「知って役立つ労働法 ―働くときに必要な基礎知識」を配布します

このテキストでは、これから就職をし、働く際に知っておきたい労働法に関する基本的な情報をわかりやすく記載しています。ここに書かれていることは全てではありませんが、いざという時に役立つ情報です。このテキストは厚生労働省ホームページからダウンロードすることも可能です。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/dl/roudouhou.pdf



説明会等の実施については下記にお問い合わせください
〒231-8434
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階
神奈川労働局総務部企画室 (担当 徳武・篠崎)
電話 045-211-7357

